

## 災害時の復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定書

堺市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、堺市内において、地震、風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下これらを「災害時」という。）に、甲が住民生活の早期安定を図ることを目的として、復旧・復興等の事業を実施する際、乙が当該事業を支援する業務（以下「支援業務」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

### （支援業務）

第2条 支援業務については、次に掲げるとおりとする。

- （1）損壊家屋等の解体・撤去処理事業への支援に関すること。
- （2）その他甲が必要と認める業務への支援に関すること。

2 乙は、支援業務の実施に当たっては、甲の要請に基づき行うものとする。

### （要請及び支援事項の発効）

第3条 甲は、災害時において支援業務を必要とするときは、乙に対して要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による支援業務の要請があった場合には、直ちに乙の大阪府内の会員に対し、その旨を伝達するものとする。

3 甲の乙に対する要請の手続きは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、事後、速やかに書面を提出するものとする。

4 支援業務の実施に当たっては、要請後遅滞なく、甲と乙の間で支援業務の実施に関する契約を締結するものとする。

### （情報の提供）

第4条 甲は、支援業務が円滑に実施できるように、乙に被災状況その他必要な情報を提供するものとする。

(支援の実施)

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請を受けたときは、支援業務を迅速かつ確実に実施できるよう、必要な技術者の確保等に努めるものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、支援業務の実施に関し原則として大阪府内の会員を活用するものとする。

(費用の負担)

第6条 支援業務に係る費用については、甲が負担する。

2 前項の規定により甲が負担する費用の額は、乙が過去に実施した業務の実績及び契約時点の価格等を基準として、双方協議の上、第3条第4項の規定による契約により決定するものとする。

3 費用の支払いについては、第3条第4項の規定による契約によるものとする。

(平時の協力)

第7条 乙は、甲が行う災害廃棄物処理対策に関する平時の取組に対し、可能な範囲で講師派遣等の協力をするものとする。

2 甲と乙は、平時から相互の連絡体制及び支援業務に関する情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡窓口)

第8条 本協定に関する連絡窓口は、甲においては環境共生課、乙においては一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会大阪府代表会員とする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、締結の日から令和8年3月31日までの間とし、期間満了の1か月前までに書面によって双方いずれからも申出がない限り、毎年度更新するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年4月10日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市

堺市長 永藤英機

乙 東京都港区虎ノ門一丁目1番20号

一般社団法人

日本補償コンサルタント復興支援協会

会長 川畑清夫